豊島区ブロック塀等改善工事助成対象要件について

豊島区長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

当社は、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者に該当いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業 |  |
| 従業員数 | 人 |
| 資本の額又は出資の総額 | 円 |

－参考－

中小企業者とは

1. 製造業・建設業・運輸業・その他の業種の場合、資本金3億円以下又は従業員300人以下の会社及び個人
2. 卸売業の場合、資本金1億円以下又は従業員100人以下の会社及び個人
3. サービス業の場合、資本金5千万円以下又は従業員100人以下の会社及び個人
4. 小売業の場合、資本金5千万円以下又は従業員50人以下の会社及び個人